

逗子市、鎌倉市視察報告

視察期間 平成29年7月11日～12日

【7月11日(火)】

視察先 神奈川県逗子市議会

視察目的 「クラウド文書共有システム」の概要について

「クラウド文書共有システム」とは、クラウドコンピューティング(クラウド)上にアップロードされた情報を、議員全員が貸与されたタブレット端末で共有するシステム

導入目的 議会活動の質の向上と運営の効率化を図る。

導入メリット

- ①議案書、行政計画は全てPDFで提供され印刷においての職員の労務費が軽減
- ②各課からデータが集約され、誤記があっても直ちに修正できる。
- ③議員あての連絡はタブレット端末に即座に通知できる。当市もタブレット端末の導入について、これまでいくつもの市の導入方法やメリットデメリットを参考にし、導入の方向で検討を進めている。しかし、導入費用について検討されていないのが現状であり逗子市の導入費用を参考とし検討する必要がある。



【7月12日(水)】

視察先 神奈川県鎌倉市議会

視察目的 議会基本条例制定と制定後の活動について

議会基本条例制定までの特徴

オープンミーティングで議会の基本条例に関する意見聴取を行った。(オープンミーティングとは、カフェにいるような感覚で参加者が少数に分かれテーブルごとに自由に対話し、メンバーを交代して再度話し合い知識を出し合こと)

議会基本条例制定後の活動について

議会報告会を、年1回市内2か所で行っていて、各常任委員会、予算特別委員会の審査内容等を報告している。

請願・陳情者の意見陳述については、提出者に対して委員会休憩中に意見陳述の機会を設けている。

議会基本条例を定めてから実施した議会報告会、意見聴取会により議会として市民の皆様と対話し、政策立案等につなげる仕組みづくりがなされていた。

当市では基本条例を平成29年9月議会にて可決、施行しているが、どのように有効に条例を運用していくかとても参考になる視察となった。

基本条例を制定する前にオープンミーティングを行ったのは市民の皆様の見解を取り入れることができるため素晴らしい取り組みであると感じた。本市でもオープンミーティングがどのように活用できるか検討したい。



港湾振興特別委員会視察報告

視察日程 平成29年8月3日～4日

【8月3日(木)】

視察先 国土交通省港湾局産業港湾課

視察目的 「みなとオアシス」を地域活性化につなげる取組について

「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したものをいう。

国土交通省では平成28年6月に「みなとオアシス」を拠点とした地域活性化検討委員会を設置し、急増するクルーズ船の受け入れや港を拠点とした様々な活動を支援している。近年「みなとオアシス」の活動による活性化の在り方が検討されており、助成制度や支援策について学んだ。当市においては海王丸パークやヨットハーバーをどのように地域の活性化につなげる活動を行うのが重要になってくると感じた。世界で最も美しい湾クラブ加盟や日本最大のヨットレースのタモリカップ等を全国に大きくアピールし観光振興に力を入れていく必要があると考える。



国土交通省でのヒアリング

【8月4日(金)】

視察先 国土交通省関東地方整備局

視察目的 東京臨海広域防災公園の現地視察

首都直下型地震等の大規模な災害発生時に備え整備された東京臨海広域防災公園を訪れ、整備概要や非常災害時の対応策、首都圏における防災の考え方について説明を受けた。

震度7まで耐えられる免震構造の建物を視察。災害時の省庁、警察、自衛隊の行動計画が明確に作成されており、大型スクリーンにより現場の被害状況が瞬時に把握することができる整備が整っていた。また、通信機能も途絶えないよう非常用電源の確保にも工夫がこらされていた。

昨年開庁した射水市庁舎も免震構造で、災害時の拠点施設となるが、市内全域の設置カメラ台数が少ないため災害現場の被害状況が分かりづらいことが懸念される事や非常用電源の確保時間数が少ないことが課題であると考慮しており、今後も改善していく必要があると感じた。



東京臨海広域防災公園施設

議員活動
NEWS

「射水市の未来」あなたと創ります

射水市議会議員

つだ 信人

ご挨拶

日頃より皆様には温かいご支援を頂き心から感謝を申し上げます。

昨年は議員の政務活動費不正使用問題が社会的に問題となりました。射水市議会ではこれまで他市に比べ厳しい政務活動費使用基準で対応してまいりましたが、これを機に、今まで以上に厳しい基準へ見直しを図りました。

「射水市議会基本条例に関する特別委員会」の委員長として議会の規範である「射水市議会基本条例(案)」を新たに作成し、9月議会にて可決し施行させていただきました。本条例により、議会活動がより活発化し、市民のみなさまの生活向上に寄与できるものと思っております。

今後も当市が抱える諸課題や議会改革について積極的に取り組んで参りますので、ご指導ご鞭撻を頂きますよう宜しくお願い申し上げます。



政務活動費報告について

射水市議会では政務活動費報告において、その領収書原本の添付が基本とされ、どの様に公金を使用したか、射水市のホームページから見る事ができます。

つだ信人の姿勢に賛同いただける射水の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

つだ 信人

〒939-0287

射水市赤井526 TEL.0766-52-0191

もっと詳しく知りたい方へWEBサイトでも活動内容を随時公開中です!

<http://tsuda-shinto.net/>

つだ信人

